

第 4 4 6 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 4 年 9 月 2 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 4 年 9 月 2 6 日、第 4 4 6 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	城 谷 英 之
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
7 番	前 川 裕 量	1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 吉 識 功 二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	住 民 生 活 課 長 補 佐	成 田 邦 造
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	産 業 課 長	近 藤 博 之
下 水 道 課 長	井 上 茂 樹	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は 1 6 名であります。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議 長 日程により、通告番号順に一般質問を受けてまいります。

1 番目の通告者は、前川裕量君であります。

1. 区長会要望について

以上、前川議員どうぞ。

前川裕量議員 皆さんおはようございます。ただいまより一般質問をさせていただきます、議席番号7番、前川裕量でございます。

さて、私も議席をいただき、壇上に登壇させていただくのも4回目を迎えました。「ローマは一日にしてならず」の例えのように、嶋田町長の取り組まれてきた住民主体の町政が、一つ一つの的確に進められてきたことに深い敬意を表するものであります。

今、福崎町を取り巻く情勢もより一段と加速をしてきたよう思えるのは、私1人ではないと思うのであります。多岐多様に渡る住民の要望は、区長会や各種団体はもちろんのこと、私たち議員にも多く寄せられるものであります。平成25年度の予算編成を控え、各種団体からの多くの要望が提出されてきているものと推察いたします。福崎町を預かる嶋田町長にとっては、限られた財源の中で緊急性、必要性等を考慮して、できるだけ住民のニーズを満たすためのご苦勞も多いことと存じます。

今回、平成24年7月に町長宛てに提出された福崎町区長会の要望を拝見しました。要望書を見てみますと、新規要望が16件、継続要望が37件、合計53件となっています。

地区別では、福崎地区が26件で最も多く、次いで八千種地区が11件、田原地区で7件となっています。

要望内容は多岐にわたっていますが、ゲリラ豪雨に対する排水溝の整備が最も多く、次いで、次世代の子どもたちを守るための歩道、歩道橋、横断歩道、信号、通学路等の整備となっています。

要望の中には、砂防ダムの建設や民家の立ち退き、用地買収の必要な道路拡張等もあり、早急な対応が難しいものも見受けられます。また、砂防ダムの建設等は町単独ではなく、県へお願いすべきものもあります。

そこで、お尋ねいたします。一つは、県道の拡幅や砂防ダムの建設は、「県事業として要望いたしますが、県の予算化を待つしかない」と諦めるのではなく、汗をかき、知恵を絞っていただきたいのですが、特に松山砂防ダムの建設要望は、排水溝が狭小なため大雨ともなると水があふれ、周辺は水浸しになるのですが、排水溝の拡張をすれば、ある程度は防げます。これなら町単独で対応が可能かと思われま。この周辺の方々は雨が降るたびにひやひやドキドキしているのです。ご見解をお聞かせください。

まちづくり課長 県に対します要望につきましては、地元要望等、また町の計画等に合わせて県に要望を行っているところでございます。

また、今お尋ねの松山川の砂防ダムにつきましては、県にも要望をしているところではございますが、県の見解によりますと、事業採択要件であります被害想定区域というのがありますが、そこに人家等がないということで、採択の優先順位は低く、事業化は難しいというふうに聞いております。

また、町ではこの地域に係ります集水面積等から、排水量がどのくらいなのかということも今、検証をいたしております。また、それに伴いまして、どういった経路、水路断面で排水ができるかということもあわせて検証をしております。

これらにつきましては、地元情報を提供しながら、どの事業で取り組むか、県事業は難しい中で町もどのくらいお手伝いできるか、これらにつきましては町単独事業が今あるわけなんですけれども、これをみていまして地元の負担を伴

うものでございますので、地元の区長さんと調整をしながら、整備を進めていきたいと思っております。

また、この地区におきましては現在、ほ場整備事業を計画、検討されております。また、それらとあわせながら対応ができないかということもあわせて、地元と協議をしていきたいと思っております。

前川裕量議員 特に県事業の要望がなかなか通らないようであれば、今答えていただいたように、できるだけ町単独、また地元の方と話し合っていていただいて、少しでも早急な対応に取り組んでいただきたいと思っております。

二つ目は、子どもを守る通学路やガードレール等の整備です。

前回、前々回とも通学路の危険箇所の調査や、危険箇所を挙げて整備を要望いたしました。全国で通学路やガードレールの整備がおくれ、痛ましい交通事故が起きて、子どもが犠牲になっています。これらの整備は緊急の課題と認識しております。

24年度、ガードレールの整備、通学路の整備はおのどの何カ所、何メートル予定されているのか。また、整備箇所の決定基準があるのなら、あわせてご答弁お願いいたします。

住民生活課長補佐 ガードレールの設置につきまして一一転落防止柵でございますが、通学路危険箇所改善要望で1カ所、要望がありましたので、設置に向けて検討中でございます。場所につきましては、城谷医院前交差点南の歩行者だまりでございます。

次に、通学路の整備としましては、啓発看板を4件、通学路標識を2件、カーブミラーの新設を2件、交換を2件、対応しておるところでございます。

また、整備箇所の決定基準につきましては、歩行者の数や通行量で特に定まったものはありませんが、学校などから要望が提出され次第、各課と協議し、現場確認の上、対応していくところでございます。

前川裕量議員 これは区長会の要望だけではなく、PTAの要望からも通学路は多く出ているものと思っております。先ほどの転落防止柵、これもPTAからも上がっていると聞いております。子どもが安全に通学できるように進めていただきたいと思っております。

また、特に福崎東中学校の通学路である町道東大貫溝口線での歩道の設置と、余田新田北の三差路の交通安全については、歩道の設置も短いですし、また三差路の交通安全には時間帯通学路指定をすればと考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長補佐 町道東大貫溝口線の歩道の設置につきましては、現在、国に要望書を提出しているところでございます。

通行規制につきましては、許可車両以外の通行禁止や一方通行など、周辺住民の同意が必要となります。宅配業者なども規制の対象となるところがございます。同意を得た上で、福崎警察署規制係と協議の上でという形となります。町内では現在、時間帯規制路線としまして、余田の、余田鍛冶屋線で1路線あるところがございます。

前川裕量議員 東大貫溝口線においては、本当に数メートルの残りわずかの歩道が未設置の状態であります。これも早急にさせていただいて、中学生が安全に通学できるように、また、時間帯通学路指定等も、こういった制度を使わせていただいて、歩道の設置が難しい場合、また迂回路がとれる場合であれば、そういった施策も周知していただきまして、指導等してさせていただいて、交通安全に努めていただければなと思っております。

三つ目は、災害から町民の命を守るのも町の役目です。自分の命は自分で守るのが原則ですが、東日本大震災の様相が伝えられるたびに、住民のきずなづくりや災害に強いまちづくりを強く感じます。

区長会要望で、浸水対策のために排水溝整備や排水管の敷設等の要望が多く出てきています。最近では局地的集中豪雨が全国各地で起こっています。24年度は雨水排水対策工事の実施を予定されているのか、お教えてください。

下水道課長 24年度におきまして、雨水排水対策の工事を行っているところはございませんが、現在の状況につきましては、川東地区の川すそ雨水幹線につきまして、県河川市川から宮脇井堰付近までがことしの6月に完成をいたしました。現在、引き続き上流部につきまして詳細設計業務の入札を執行し、平成26年度工事着手に向けて進めているところでございます。

川西地区の川端雨水幹線につきましては、現在、現地測量が完了し、早期工事着手に向けて詳細設計を行っているところでございます。

前川裕量議員 治水というのはもちろん下から進めていかなければならないものと承知しておりますが、特に今回、区長会の要望で上がっているのは、排水溝であったり、溝であったり、排水管であったりと思います。各地、村の中の小さな溝改修が要望に上がっていると考えております。そういった区長会の要望もしっかりと聞いていただいて、地元地区内での水害が減るように、民家の近くの水害が減るように、対応もあわせてお願いしておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、区長会の要望は町民の強い願いがこもったものばかりです。今年度予算で対応できるものは早急にお願いします。また、25年度の予算編成に当たっては、区長会、すなわち町民のニーズを最大限尊重して、災害に強い町、子どもに安全なまちづくりの基本に据えて、予算も重点配分をお願いし、質問を終わりたいと思っております。

議長 以上で、前川裕量君の一般質問を終わります。

次、2番目の通告者は牛尾雅一君であります。

1. 農作物の被害防止について
2. 学校行事に関して
3. 通学路の安全確保について

以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、これより一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、私、のどを痛めておりまして、いつもと違いましてお聞き苦しいことがあると思っておりますが、よろしくお願いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それではまず第1番目の、農作物の被害防止についてでございますが、私、これ初めての質問でございますので、この件に関して。後でまた福永議員が大変詳しく述べられると思っておりますので、私のわかる範囲でさせていただきますので、よろしくお願いたします。

近年、気候の変化とか、山林の管理状況の変化などの影響から、今までに鹿とかイノシシの出没がなかったというんですか、その区域。また出没してもごくわずかであった、まれだった地域でも、最近頻繁に出没をしております。

そこで、平成23年度における福崎町の農作物の、それらの鳥獣による被害の状況はどれぐらいあったのかということをお尋ねいたします。

産業課長 被害状況を把握できるデータといたしましては、農業共済の被害申請となりますので、その内容で申し上げます。

鹿による被害として、水稲で面積が0.23ヘクタール、被害金額で25万3,000円。麦類で面積が2.2ヘクタール、被害金額で28万2,000円でございます。イノシシによる被害といたしましては、水稲で面積が1.88ヘクタ

ール、被害金額で206万9,000円という状況でございます。

牛尾雅一議員 今の説明を聞きまして、イノシシによる水稻の被害が多いように思いますが、実際は被害を届けておられなかったりする方もたくさんおられまして、小規模な被害ですともう届けられないとかということもありますので、実際の被害はもっとこの数字にあらわれてる以上のものと思っております。今まで町または地元地区としても、いろんな取り組みをされてると思っておりますけれども、被害がまだなくなるというんですか、減りませんか。

これまで多く被害が発生していると聞いております、高岡地区の板坂で取り組まれました野生動物防護柵の現地視察に行ってみましたが、その事業についての概要を教えてくださいたいと思います。

産業課長 ご質問の事業につきましては、野生動物による農作物の被害を防止するために、平成23年度予算を要求するに当たりまして各集落に要望調査を実施し、要望がございました田口区と板坂区に対して、高さ2メートルの金属柵を購入したものでございます。

財源といたしましては、国庫補助事業と県単独の補助事業を活用しておりますが、国庫補助事業につきましては補助率が100%、県単独の補助事業につきましては補助率が12.5%で、地元負担が15%伴います。残額につきましては町が負担をしております。

事業規模といたしましては、国庫補助・県単独補助を合わせまして、田口区で3,998メートル、板坂区で6,856メートル、合計で1万854メートルの柵の材料でございます。総事業費で約1,970万円でございますので、メートル当たりいたしますと、1,818円となっております。

この事業に対しての地元負担といたしましては、140万2,000円でございます。事業費から見ますと7.1%の地元負担という状況でございます。なお、この事業につきましては材料の購入のみでございますので、設置は地元での施工となっております。

牛尾雅一議員 ただいまの説明をいただきまして、国は資材というんですか、そういうものを100%補助というんですか、それと県も、そして町も大変力というんですか、資金を入れていただける。

といいますのは、県も国も町も農業そして農地を守ることの重大性を考えられて、防護柵をきちっと整備ができれば侵入を防げるということで、この事業を推し進められていると思っておりますので、そこで施工――板坂地区ですが、施工後間がないのですけれども、防護柵を設置されて、被害防止の効果はどれぐらいあったのか、お尋ねいたします。

産業課長 これらの事業の全ての設置が完了しましたのは平成24年3月の末でございますので、平成24年度の農作物の被害状況というのはまだ、年度途中のため把握ができておりません。しかしながら、金網の柵につきましては、のり網ですとか電気柵よりも防御性が高いということで、被害状況は設置前に比べて低減しているというような報告を地元からはお伺いしております。

牛尾雅一議員 今、説明をお聞きしましたように、鹿とかイノシシの侵入を防ぐのに、高さ約――僕、視察に行きましたとき2メートルとお聞きしましたが、2メートルのスチール製の柵は有効というふうに課長もおっしゃられましたが、柵を施工するのに当たり、地元集落で直営というんですか、直接地元の方で施工が可能なのか、お尋ねいたします。

産業課長 この防護柵につきましては、基本的に地元集落の方々が直接施工できるように、比較的簡単な構造となっております。

まず1メートル程度のくいを打ち込みまして、そのくいに2メートルの支柱をかぶせます。そして等間隔に設置しました支柱に金網を張るという形になりますので、1人が先に等間隔で支柱を打ち込みまして、2人が柵を張っていくというような形で行っていただければ、比較的簡単に地元でも施工ができるのではないかと考えております。

先ほど申し上げました田口区・板坂区につきましては、当初、直営で予定をされておったんですけれども、事業量も多いということ、それからそれに見合う人手がないというような事情から、民間の業者へ委託されております。

牛尾雅一議員 今、課長の答弁で、比較的簡単で可能とお聞きしたんですけれども、事業量というんですか、その延長が長くなると、事業量が多いということになりますと、田口・板坂地区の方も、やはりなかなか直営で難しいということで業者に依頼されたというふうに今、教えていただきました。

業者に依頼をいたしますと、費用が高くつき、また地形の問題などもありまして、有効な事業と思うんですけれども、なかなかほかの他の地区に広がりにくい点があるんじゃないかと私思うんです。農家の方々が、経営が成り立つとか、そういうことだけでなしに、土地を守るために農業以外の収入で、農地を守るために耕作をされております。そのようにして耕作をされている農地は、最近大きな被害をもたらしますゲリラ豪雨時には、貯水池というんですか、水をためる役目を果たして、洪水に対しての調整機能を果たしているんじゃないかと考えております。

丹精を込めてつくられました作物を、収穫前というんですか――途中でもそうなんです、だめにされることは、ただ単に農作物の被害・損失ということだけでなしに、農家の方々の精神的に――いい作物をつくって孫とか親戚、また知人の方に、いいのができてあげるのを楽しみにつくられていると思ってるんですが、そういうことができなくなるというようなことも兼ねまして、精神的に大きなダメージを受けることによって、耕作をするのがもう――しても無駄とか、できないとか、そういったことで離農というんですか、農業から離れられるというような要因にもなりかねますので、鹿とかイノシシの侵入に対して有効な柵の設置がよりスムーズにできる事業となるような――今も相当、町も尽力していただいとるんですが、さらなる弾力的な町の協力を望みますけれども、いかがなものかをお尋ねしたいと思っております。

産業課長 当然、地元や所有者の方の負担というのは伴ってくるわけですが、当然、イノシシ、鹿が出なければ必要はないわけでありまして、他の土地改良事業などにつきましてもやはり一定の受益者負担は求めておるところでございます。

この事業につきましては、町単独の土地改良事業補助の対象といたしまして、設置費用の2分の1は現在、町が支援をしているところでございます。

牛尾雅一議員 イノシシとか鹿が出没するのは、大体山際というんですか、山に近いところ――とは限りませんが、大体が山に近いようなところの農地で、耕作されている農家の方がというのは、農業指定というんですか、農業をなささいというふうに、政府というんですか、網がかけられているということで、農業しかその地域は――土地柄もあって、当然、農業しかできないかもしれませんが、そういう網がかかっていまして、農業しかできないというところですので、農業が成り立つといえますか、農業ができるというふうにぜひ考えていただきたいと思っております。

次に、猟友会の駆除活動についてでございますが、全国的に銃器の規制が厳しくなっておりまして、これからはわなが中心になって捕獲されるという傾向にあると聞いております。

わなというものはどういったものがある、町がどれぐらい保有というんですか、所有をしておられるのか、お尋ねいたします。

産業課長 わなにつきましては、箱わなとくくりわなに大別ができます。箱わなは、えづけによって誘引いたしまして、おりに閉じ込めるタイプでございます。くくりわなにつきましては、けもの道の地中にワイヤーを埋め込んで、足を取るタイプでございます。

保有しておりますわなの数につきましては、鹿・イノシシ捕獲用の大型おりを5基、それから、アライグマ・ヌートリア捕獲用の小型のおりを15基所有しております。くくりわなにつきましては、猟友会が町からの活動補助金で10基購入をしております、共同で使用しております。

それから、猟友会の会員の方々につきましては、各自で製作して所有をされているくくりわなもございまして、現在わな班8名おられますが、平均しますと1人当たり20基程度所有をされているというような状況でございます。

牛尾雅一議員 今、教えていただきました中で、大型の——鹿とかイノシシを捕獲ということになりますと、大型のおりじゃないとできないんじゃないかと思うんですが、大型のおりで捕獲というんですか、実際に捕獲数というのはどれほど効果が上がっているのか教えていただきたいと思えます。

産業課長 大型のおりにつきましては平成23年度事業で購入いたしまして、本年の2月に現地に設置をしております。23年度の実績といたしましては、鹿が1頭、イノシシが1頭でございます。

それから、24年度に入りまして、8月末までの実績といたしましては鹿が5頭、イノシシが6頭という状況でございます。

牛尾雅一議員 短い期間でイノシシが6頭というのは、非常に効率がいいというんですか、というふうに思えます。

イノシシというのは見た目と違まして——私素人でわかりませんが、聞いたところなんですけれども、警戒心が旺盛で、おりを仕掛けてもなかなかかからないと聞いておりますけれども、6頭もとられてと。どのようにしたらとりやすいというんですか、かかるという、方法というんですか、それはあるのかということをお教えいただきたいと思えます。

産業課長 この大型のおりにつきましては、現在取り組んでおりますやり方といたしましては、設置後、おりの周辺に米ぬかなどのえさをまいて、おりに誘引をいたします。えづけを行っております。定期的に見回りをしながら、えづけを続けていくということで、そのおりに追い込んでいくというような形で、若干時間をかけながら、取り組んでいるという状況でございます。

牛尾雅一議員 今説明を聞きまして、おりを設置して、まきえというんですか、えさをして誘い込むという、辛抱強くまきえと、そういうようなものを行えばかかると。そして有効に作用するということですので、おりをもっと購入していただいて、必要というんですか、要望のある集落に設置していただけたら、よりたくさん——被害が出るまでにイノシシを捕獲できるのではないかと思いますけれども、おりをもう少したくさん購入してもらえるとということに関して、どういうふうに思われておりますか。お聞きいたしたいと思えます。

産業課長 現在、猟友会の駆除班で、わな班に所属しておられますのが8名でございます。このうち5名は勤められておりますので、平日の日中に動けるメンバーといたしましては3名でございます。

わなによる捕獲につきましては、日常的なえづけですとか見回りが必要でございまして、この3名でお願いするのは5基を管理するのが手いっぱいという状況

でございます。これに合わせまして、産業課の職員1名が応援に出向きながらやっております。

大型のわなの導入は当然効果が出てくるわけですが、このような事情から、メンバーの規模から考えて、現状維持が妥当ではないかと思っております。ただ今年度から、わな免許取得に係る経費を補助いたしまして、現在1名取得されております。今後もこういった制度を積極的にPRしながら、わな班のメンバーが充実してきましたら、わなの増設というのでも検討していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 わなを仕掛けると。有効にした——大変多くとられているんですけども、わなを仕掛けるに当たりまして、動物の痕跡とか居所を把握するということが当然必要になってくると思うんです。そういった痕跡や居所を把握するパトロールなど、調査というんですか、居所の調査というのには行っておられるのか、お尋ねいたします。

産業課長 わなによる捕獲につきましては、おりなどの設置場所が重要となります。被害報告を受けた際には、産業課の職員とわな班のメンバーが報告者とともに現地確認を行っております。まず報告者からの聞き取りを行いまして、次に被害現場や周囲を調査して、痕跡から対象獣種と侵入ルートなどを特定いたしまして、捕獲の見込めそうな設置場所を判断して仕掛けておるといところでございます。

牛尾雅一議員 今よくわかりましたんですが、被害にあうというんですか、農家の方は——私もことしちょっとお米をつくったんですが、大体1日1回とか2日に1回、その田んぼの周りをぐるっと見回って——水管理とかも兼ねてですが、見回ったりしますんで、鹿とかイノシシとかが近づけば、被害がなくても近づいてあぜ際を歩いたりとかすれば、足跡をすぐ発見できると。そうするとその情報を区長さんや、また猟友会の方にすぐ届けるというふうに——今もされてると思うんですが、そういうふうに皆の方ができるようなシステムを、簡単に届けられるというシステムをつくっていただいたら——いろいろ猟友会の方もパトロールしていただてるんですが、より有効におりとかわなを仕掛けられると思いますが、そういうふうに一般の方々も協力をしていただける——しやすいようなシステムを考えていただくというか、そういうことについて、どう思われるかお尋ねいたします。

産業課長 ご指摘いただいておりますような、そういった情報を吸い上げるようなシステムがございましたら、当然わなを仕掛ける場所の選定には有効に働いていくと思っております。

しかしながら先ほど申し上げましたように、平日に活動できるわな班のメンバーが限られております。情報をいただいても、なかなか素早い対応というのが難しいのが現状でございます。

牛尾雅一議員 今、説明を聞きましたように、駆除活動は猟友会の方に任せて——全部が全部じゃないんですが、猟友会の方の負担が大きくなっているんじゃないかというように思います。私、一番被害が出る田んぼの周りというのは——地元の地域の、そして田を所有されてる方が一番近いところにおられますので、地域の方が猟友会の方に協力する体制をつくって、鳥獣対策に対する取り組みを強化していくことが大事じゃないかと思っております。

それで、わなとかおりを仕掛けたら、猟友会の方と役場の職員の方が——まあ言うたら現地まで遠方ですので、えづけを行ったり、それを見回るといのが、地域の方とか自治会、そして被害にあわれる恐れのある農家の方々の協力をいただければ、猟友会の方々の負担を減らせ、またお互いより有効な取り組みになるんじゃないかと思うんですが、課長のご意見をお聞かせ願いたい

と思います。

産業課長 ご提案いただいておりますような、地元の方々の協力につきましては、狩猟免許の関係も出てくるかと思いますが、猟友会とも協議をしながら、可能な限りお願いをしたいと思います。また、あわせまして猟友会の負担を軽減するという観点から申し上げますと、主体的に活動できるメンバー、これをふやしていくことが一番大事ではないかと思っております。

わな免許につきましては、町職員でも取得しておりますように比較的簡単に取得することも可能でございます。被害を受けられている集落におかれましても、既存の猟友会メンバーに頼るだけでなく、各集落の中でわな免許を取得して駆除活動ができるような、そういった人材を生み出していくことも重要ではないかと思っております。

こういったことにつきまして、町もPRをしていきますけれども、そういった面でのPRもお願いできたらと思っております。

牛尾雅一議員 このたびこの質問をさせていただきますのは、東大貫―南大貫の場所なんですけれども、東大貫の耕作されてる方とか、また八千種の方とか、「今までそんなに被害がなかったのに、イノシシで…」ということをお聞きしたこともありまして、させていただきますんですけども、私もずっと家におるといいますか、あれなんで、わなの免許を、勉強してとれるものならとって、また一緒に活動させて―地域の分だけでもできたらというふうに思います。

とにもかくにも、私は現在、そういうふうにメンバーをふやしたりとか、地域の協力を得ることを前提というんですか、それと同時に、メンバーがふえれば現在5基ある大型のおりをふやしていただいて、被害があったところ、また痕跡のあるところなどに設置していただいて、地元の自治会、また設置場所に近い、被害にあいそうな農地の持ち主の協力も得まして、とにかくイノシシとか鹿の個体数を大きく減らすことが一番の最善と。誰もそう思っておられるのですが、と思っております。

そういうことを考えまして、現時点では銃による捕獲がなかなか難しいようですので、おりが最も有効と考えますので、おりの購入を―いろいろな条件を整えば、購入をしていただくことを強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、学校行事に関してでございますが、近年、温暖化の影響によりますか、9月になりましても連日真夏日が続く異常な状態でございます。私たちのころは天候の心配のない、10月の秋晴れというんですか、気温もそう高くない、涼しいというんですか、そういう―昼間は多少暑いんですが、そういう時期に運動会が開催されていたというふうに思っております。いろんな事情があらわれてのことと思うんですけども、9月に運動会が行われるようにいつごろからこうなったのかということをお教えいただきたいと思っております。

教育長 先般、田原小学校を伺いまして、校長先生立ち会いのもと学校沿革史を見せていただきました。残念なことに、その学校沿革史にはその辺の事情のことは書いてありませんでしたので、わかりませんでした。

私が昭和46年に中学校の教師になったころは、既に9月に実施されておりました。10月には秋まつりやその練習、小学校の修学旅行、中学校では既に受験準備に入っている。保護者にとって、あるいは地域にとっても10月は農繁期で忙しい等で、9月になったのではないかなと、そういうふうに推測させていただきました。と思っております。

牛尾雅一議員 教育長が「既に46年に…」ということと言われて、教えていただきました。

その時点の9月と比べまして、今日は同じ9月でも非常に気温が——気温はもとより、日差しも非常に強いんじゃないかと、違っているんじゃないかというふうに私は思います。そういうこともありまして、運動会の日程とか——運動会に関してですが、そのことは学校が主体となって——学校またはPTAというんですか、主体となって考えられて行われるのか、また、教育委員会のご指導のもとに行われるのかということをお尋ねいたします。

教 育 長 入学式や卒業式など、学校管理規則にあるものは教育委員会の指導のもとに行いますけれど、運動会や修学旅行、遠足等は学校が主体となって行います。

牛尾雅一議員 学校が主体というふうに教えていただきました。そういうことになりましたと、さきに言いましたように、近年の9月は、以前の真夏の8月の気候に似ているというようなことがあります。児童・生徒の健康面というんですか、考えて、運動会また体育祭の開催というのを秋（9月）から春（5月か6月ごろ）に変えるのは可能かと思うんですけれども、学校・PTAの方のご意見にもよると思うんですが、変えることは可能と思うんですが、そこらあたりのご見解をお尋ねいたします。

教 育 長 ご指摘のように、近年、全国的に運動会・体育大会を1学期に実施する学校がふえております。福崎町でも熱中症対策等を考慮いたしまして、一昨年、校長会、園長・所長会で1学期実施についても話し合いました。その結果、福崎町では保育所・幼稚園・小学校合同で運動会を開催しております。保育所・幼稚園では、1学期は子どもたちが園になれるということ、1日の園生活をスムーズに送れると、そういうことが最優先で、1学期は園づくり・学級づくりに、それから生活習慣の定着に重点を置きたいと。小学校におきましては、1学期に子ども会の球技大会が行われております。子どもたちの体力のことを考慮したときに、非常に難しいのではないかと。また八千種小学校では、ご存じのように50年の歴史を誇る鼓笛隊の演奏が運動会で行われております。練習等の日数が1学期では確保できにくいというふうなことから、小学校もできたら2学期実施がよいと。中学校におきましても、1学期には修学旅行とか総合体育大会。大きな行事がございます。そういうことを考えたら2学期実施が望ましいと。こういう結論になりました。

基本的には、学校行事は学校が主体を持って教育効果を高めるための特別活動でございます。各学校で実施内容や時期が違っていても構わないかなと思いますので、今後、学校やPTAで研究をされていってもいいのかなと、そういうふうには思います。

牛尾雅一議員 丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。よその——近隣のことをお聞きしようかと思ったんですが、そんなのは聞いても意味がないと思います。福崎町は福崎町のことですのでね。

それで今説明していただきましたように、いろんな行事・日程などを考えられたら、今の9月を5月・6月にすることは非常に難しいということはいくつわかりますが、9月の気温がこれからもまたことしのよう、またそれ以上の状態が続けば、児童・生徒の健康面を父兄の方々が考えられて、相談されたりすると。5月開催と考えられて、希望されましたら、いろんなもろもろの——教育長が言われましたいろんな行事とかそういうことが、いろんな知恵を出し合って解決できて、今と一緒に合同の運動会をできるのではないかと、私は勝手というんですか、私は考えております。

それでまた気候が——9月に気温が今以上に高温な状態になるというふうなときはまた、みんなで考えていただきたいと思います。

次に、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

通学路の安全確保ということについてでございますが、ことしに入りましてから通学中の児童・生徒が交通事故にあう痛ましい事件が全国で数多く発生いたしました。当町ではそういったことが起こらないよう、事前に町道西光寺玉屋線の、東中学校の真東のところなんです、見通しの悪いカーブ地点に待避所の設置に向けて取り組んでいただき、測量などの予算を置いていただいておりますが、その進展状況をお尋ねいたしたいと思っております。

まちづくり課長 西光寺玉屋線のご指摘の箇所につきましては、本年度、委託費を計上しております。測量設計に取り組んでまいります。現在では発注に向け事務、交渉等を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいま答弁していただきましたように、進めていただいているということで、一日も早く完成というんですか、実現いたしまして、安心して通学でき、またそこを通られる一般の方も安全を確保できるように、一日も早く実現していただけることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長 以上で、牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は志水正幸君であります。

1. 教育行政の諸問題について
2. 本町の将来推計人口について

以上、志水議員どうぞ。

志水正幸議員 議席番号5番、志水正幸でございます。通告しております2項目を質問させていただきます。

最初の質問1項目めは、教育行政の諸問題について、3点にわたってお尋ねをいたします。

まず、1点目は、全国学力テスト実施後の評価と今後の対応についてであります。全国学力テストが2007年度から小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の2教科で実施されました。当初は全校で実施し、2010年度からは全国の約3割の学校を抽出する方式に変更し、実施されております。2011年度は、東日本大震災の影響で希望校に問題を配付するだけで、全国集計は見送りました。本年、2012年度はさらに理科を追加して3教科で実施しました。さらに、来年度の学力テストについては理科を中止して2教科に戻して、全校で実施することとさせていただきます。

そこで、お尋ねをいたしますが、最初にこの学力テストの実施目的について、そのあたりからお尋ねをしたいと思います。

教 育 長 このテストは、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

志水正幸議員 この学力テストが教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的と、このように今、教育長から答弁をいただいたんですが、じゃあ具体的に――ちょっとわかりにくかったものですから、もう少し具体的にどのような成果と課題があったのか、そのあたりをかいつまんでお答え願いたいんですが。

教 育 長 福崎町のことにしまして言いますと、福崎町の小学生の国語・算数・理科の学力がほぼ全国水準であり、中学生は全国水準を上回っているということが把握できたことです。基礎学力が定着してきているので、さらに応用力を伸ばす努力が必要かと思っております。

また、他の市町の結果については資料が届いておりませんので、また全ての小

学校・中学校が実施しているわけではございませんので、他の学校、他の市町、他の学区との比較は現状ではできません。

志水正幸議員 そうしますと、一言で言いますと、福崎の小学生の成績については全国平均に比べて平均的であると。中学校についてはその全国平均を、大部分の科目によっては上回っていると。非常に喜ばしい結果が出たと。そのような今、答弁だっただと思うんですが、せっかくの機会でございますので、全国一斉の学力テストの結果が、平均程度、あるいは若干それより上と、そういった程度の評価で終わることなく、もう少し生徒一人一人の今後の学習指導に役立てるとか、あるいは生徒の進路指導に有効に活用する。そういうことができると思うんですが、教育長の考え方を含め、福崎町の教育委員会として、この学力テストの結果を踏まえて今後どのように対応されるのか、お尋ねしたいと思います。

教 育 長 志水議員の意図されていることをうまく把握できなくて答弁するかもしれませんが、私は福崎町の子どもたちの正答率がほぼ全国水準並み、あるいは中学校に当たっては全国水準以上であるとわかっていただだけでも大きな成果があったのではないかと、こういうふうに思っております。福崎町の教育の取り組みが間違っていなかったといえるのではないかと思っております。

ただ、大事なことは、現状に満足するのではなく、各学校においては当然、今後の学習指導を研究・対応していただき、あるいはもう既にその対応をいただいていると、こういうふうに認識しております。

進路指導に当たっては、もっと広い視野からの分析が必要になります。子どもたちの中には、国語や算数・数学が苦手でも、美術の好きな子、音楽の得意な子、体育の上手な子、コンピュータで生きていきたい子等、一人一人の子どもたちの個性や適性を考慮した指導が必要でございます。ですから、今回の全国学力・学習状況調査だけでは、残念ながら決定的な資料をして推計をすることは、私はできないと思っております。

ただ、理数コース向きだとかどうかと、そういう資料にはなると、こういうふうに思います。

志水正幸議員 生徒一人一人の個性を見ながら、学力テストのみならず、全ての面でさらなる生徒たちの学力の向上を含めて、教育にご尽力いただくことを切にお願いしたいと思います。

それともう1点、理科の関係なんですけど、本年度のみ実施して来年度以降はまた戻して2教科にすると。そのあたりの考え方はいかがなものでしょうか。

教 育 長 実施教科につきましては、文科省で指定・実施しております関係で、文科省の考え方を答弁させていただきたいと思っております。

理科は国際学会などから指摘されている理科離れの実態を調べるため実施されました。今後は子どもたちへの負担を配慮して、おおむね3年に1回ぐらい実施される方向であります。

志水正幸議員 それから、学力テストの実施につきましては、本町の場合、抽出校として実施されたのか、あるいは希望校として実施されたのか。またその両者の相違点はどのあたりになるのか、お尋ねしたいと思います。

教 育 長 本年度は本町の4小学校・2中学校とも抽出はされませんでしたので、希望校として学力テストを実施しました。抽出校では、問題用紙の配付から採点・集計まで全て国が委託した業者で行います。希望校は、問題用紙の配付は受けまされど、自校で採点・集計を行うことになっています。本年度、福崎町は業者委託をいたしました。

志水正幸議員 そうしますと、抽出校に選ばれなかったから、本町としては希望校として手を

挙げて、それに認められた。こういうことなんでしょうか。

教 育 長 私は、福崎町の子どもたちに自信を持ってほしい。保護者の皆さんに安心してほしい。先生方には、責任とより高い意欲を持って臨んでほしい。そういう思いから、抽出校ではなかったんですけど、全ての学校で実施させていただきました。

志水正幸議員 それと、今回――以前からかもわかりませんが、この学力テストの特徴の一つに、生活習慣などを把握する。そういった目的が一つに挙がってると思うんですが、そのあたりの、テストに加えての生活習慣。この内容等についてはどのように把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

教 育 長 生活習慣等については、84項目にわたって質問があります。福崎町の子どもたちの集計を見ますと、おおむね、「テレビを見る時間が少ない」、それから「携帯を持っている子どもが少ない」、「挨拶がしっかりできている」、そういう子どもが多い。それから「地域の行事に参加している子どもが多い」と。これはもう全国的に比べると多いと、こういう結果が出ております。

ただ残念なのは、教科を好きであるというところは少し低いのが、残念なところかと思えます。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。  
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

志水正幸議員 休憩前は学力テストの関係で、教育長から、テストで生活習慣も調査されてると。したがって、学力を上げるためにはその生徒個人の生活の仕方――いわゆる朝食のとり方とか睡眠時間とか、そういった生活習慣と学力が非常に因果関係があるという答弁をいただきまして、非常によくわかりました。

そういう点で、これからも学力テストと生活習慣の調査、その結果の分析をきちっとしていただいて、少しでも生徒の成績や学力が向上するように努めていただきたいと思えます。

その学力テストの採点を、休憩前の答弁では民間の業者に委託されているというような説明があったと思うんですが、それについての採点の方法とか、あるいはプライバシーの関係とかに問題はないのかどうか、改めてお尋ねいたします。

教 育 長 委託業者からは採点・集計の結果が報告されます。評価につきましては、各学校において教科あるいは生徒指導担当、あるいは研修部会等で分析し、課題点を明らかにしています。その後、それぞれの学校の研修部会とか職員会議において、改善対策の検討をしております。

また、個人名は一切出てきませんので、プライバシーは守られているかと思えます。

志水正幸議員 それと、例年気になるんですが、この学力テストの結果――全国的なものを見てみますと秋田県と福井県が例年、非常に上位にあります。そのあたりの好成绩の原因を調査されたら――これは文部科学省が発表してるんですが、早くから少人数学級の導入と、家庭の教育力の高さにあると、こういった新聞報道がされてございました。本町でも、少人数学級を導入されていると思えますが、そのあたりの要因についての、教育長のお考えをお尋ねいたします。

教 育 長 ただいまのご質問のように、本町でも一つのクラスを二つに分けて、2人の先

生が別々の教室で教えると。そういうようなやり方と、秋田などと同じように、同じ一つの教室に2人の先生が入り指導をする「チームティーチング」という形で指導をしております。また、それとは別に、理解に時間のかかる子どもたちは別の教室において個別指導——ごくごく少人数指導等——をしております。

志水正幸議員 先ほどの答弁では、既に少人数学級を導入されて、その優秀校・県の成績等も要因も把握されているといったことだと思いますが、本町の教育指導にこれからも大いに参考にさせていただいて、生徒のために学力の向上を期待しております。

二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、中学校の部活動のあり方についてお尋ねをするものですが、中学校の部活動については、顧問の先生方、あるいは各部の生徒たちは本当に熱心に活動されておるわけなんです、お尋ねしたいのは、部活動の目的や必要性、あるいは部活動のねらいはどこにあるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 部活動の目的ということでございますが、生徒の個性の伸長と、心身の健全な育成を目的としております。

志水正幸議員 私は、部活の目的は今、答弁にありました、個性の伸長とかあるいは心身の健全な発達と。もちろんのことなんです、それ以外に——私の考え方なんです、最大の目的はやっぱり生徒たちの集中力、あるいは部活によっては忍耐力、そしてチームワークの醸成を通じて、将来、社会人として必要な人間形成を培う。そういう場が非常に大切ではないかと、そのように思っておりますが、教育長や学校教育課長のご所見をお尋ねしたいと思います。

教 育 長 ただいまの意見に同感でございます。

志水正幸議員 ただ一言「同感」といただくんでなしに、私の部活の経験から——かなり前の話なんです、当時はそういう、人間性とかチームワークとかそんなことは一切考えずに、ただひたすら部活に、練習に取り組んだわけなんです。今になってやっと、部活のときのそういった目的というものが、ひしひしと感じるわけなんです。

例えば、教育長が中学時代に何か部活動をされていて、そのときの経験を思い出していただいて、改めて部活の必要性というもののお考えをお持ちでしたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

教 育 長 私は中学校のときは野球部、高校・大学は陸上部に所属しておりました。私は基本的な才能が低かったと思いますが、やはり人に追いつくためには自分なりに一生懸命に努力をしたと、こういうふうに思っております。

「努力は天才にまさる」という言葉がございます。私はそれを地で行ったと思いますけれど、成績においては天才にまさることはできませんでした。

志水正幸議員 そのように、部活の必要性については非常に大切であると、改めて認識しております。

そういう必要性から、本町の福崎西中学校、あるいは福崎東中学校において、部活においての設備上に問題はないのか、あるいはまた環境上に問題はないのか。そのあたりはどうでしょうか。

学校教育課長 部によりましては、練習スペースが十分でないというところがございます。

志水正幸議員 クラブ活動によっては練習スペースが少ない、十分とれない部もあるということなんです、じゃあ具体的に、スペースがとれないという部はどんな部なんでしょうか。お尋ねいたします。

学校教育課長 東中学校バレーボール部・バスケットボール部・ソフトテニス部では、部員の数に対しまして十分なスペースがとれていないというのが現状です。このような限定されたスペースの中ではございますけれども、安全に配慮しながら練習内容

や指導方法を工夫・研究していただきまして、そのような取り組みで、効果的な部活動に取り組んでもらっております。おかげでことしの両中学校では、総合体育大会でめざましい活躍をしていただいたところでございます。

志水正幸議員 どの部も一生懸命練習されて——ただいまの説明でしたら、西中学校は野球部と陸上部とか、東中はソフトボールとか女子の卓球とか、男子のバレーとか、非常に県大会等——あるいは個人種目でもクラブに関係のないような、水泳とかバドミントンもかなり上位の大会に出場されております。

特に練習スペースで問題があるのは、福崎東中学校の男女のソフトテニス部。これをちょっと見ておきますと、福崎西中学校が今、部員29名に対してコートが4面ございます。福崎東中学校は、男女合わせて部員が69名と非常に多うございます。なおかつコートは2面しかございません。1面で女子36名が使用して、もう1面、男子33名の部員が使用するということは、これは極端なことを言いますと、練習にはなりません。時折、八千種の春日ふれあい会館のコートで練習されておりますが、遠方であること、あるいは放課後の短い時間での練習では効果が全く上がりません。

このような悲惨な現場の状況というものを、教育委員会の委員さんもよく理解していただいているのかどうか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 福崎西中学校・東中学校ともに校舎落成当時は、屋外にはバスケットコート、バレーコート、テニスコートが男女それぞれ1面ずつの計6面ございました。その後、生徒数の増減、それから部の数の変更によりまして、利用人数に差が出てきております。

東中のバスケットボール部・バレーボール部、それからソフトテニス部につきましては、練習場確保に苦勞をさせているのは心苦しいところではございますけれども、小学校や、それから公的な施設——先ほどお話にありました春日山のほうでございますけれども、これらの施設の支援をこれからもお願いしていく所存でございます。

志水正幸議員 小学校とか、あるいは公的な施設の支援をこれからもお願いするということなんですが、はっきり言わせていただいて、これでは全く問題解決にはなりません。一度、現場の実態をよく調査していただいて、何らかの形でそういったハード的な整備が解決できるかどうか、改めて検討をお願いして、この質問を終わりますが、それからもう1点、関連してでございますが、ことしから中学校の体育で武道が必須教科になってると思うんですが、福崎町ではどんな武道をされているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 福崎町では、福崎西中学校・東中学校ともに剣道を選択しております。

志水正幸議員 剣道を必須教科として導入されて、それでこの4月からだと思いますが、まだそう年数がたっておりませんから、効果というのは非常に見にくいかと思いますが、何か生徒さんたちに変化というのは出てきているんでしょうか。また、剣道の経験のある教員も多分少ないと思うんですが、そのあたりの、経験のある指導者の配置という点についてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

教 育 長 武道は礼に始まり礼に終わると言われます。そのように、相手を尊重するという基本的な生活習慣というんですか、そういうものは少しずつ生まれているのではないかなど、こういうふうに思っております。

また、授業に当たっては体育の教師が中心でやっておりますけれども、福崎町剣道協会からも「要請があれば、いつでもご支援に駆けつける」という、ありがたい言葉をいただいております。

志水正幸議員 ぜひそういった形をお願いしたいと思います。剣道のみならず、いろんな部

活の指導者に一一地域で経験豊富な高齢者の方もたくさんおられると思いますから、そういう方々をボランティアで、指導者として協力していただけないもんだらうかと思うんですが、部によってはその経験のある教員の方がおられれば一番いいんですが、なかなかそうはうまくいきませんので、そういった高齢の方々の協力を得られる方法については、どのようにお考えでしょうか。

教 育 長 ごもったもな意見だと思っております。一部の教科につきましては、年配の方にご指導をお願いしたこともございます。今後も門戸を広げていきたいと、こういうように思っております。

志水正幸議員 第3点目の質問に移ります。児童・生徒の通学路の安全対策その後についてお伺いいたします。

先般も通学路の質問、あるいはきょうもそういった質問が出ておりますけれども、6月の議会の答弁で「各学校から通学路危険箇所の要望を受けまして、国道・県道・公安委員会等へ要望をする」と、このような答弁でございました。その後の要望内容、あるいはその結果について、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長 通学路につきましては、8月に警察、姫路土木事務所職員と、国道・県道等の危険箇所改善要望の13カ所を合同で点検いたしました。現在、それをもとに要望をしているところでございます。警察、土木事務所と連携・協力の上、対策を検討し、実施していきたいと考えております。

志水正幸議員 8月に警察とか関係機関と合同で点検されて、今要望されていると。何点か、その要望の箇所の内容等がわかりましたらお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

学校教育課長 主なものとしましては、道路の幅員の狭いところの拡幅一一例えば西田原姫路線の田尻の信号の南でありますとか、それから、信号の要望も数カ所上がってきております。

志水正幸議員 それから、文部科学省からの5月30日の文書で、8月末までに通学路の危険箇所とその対策を回答するようになってたと思うんですが、それについては一一国への回答については、先ほどの要望と一緒になのかどうか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長 文部科学省からの通知では、8月中に危険箇所の抽出を行いまして、対策については11月に報告することとなっております。教育委員会では、各小中学校から通学路の危険箇所改善要望の提出を受けまして、8月に県教育委員会へ危険箇所数を報告しました。その数は、小学校32カ所、それから中学校で7カ所でございます。

志水正幸議員 小学校が32カ所、中学校からの要望箇所7カ所ということで、11月に国へ要望するということなんですが、通学路の緊急危険箇所一一歩道がないとか、先ほどの信号機の設置とかいろいろありましたが、全国的に見ても、この調査については6万件もあったような報道もありましたし、本町の危険箇所については、その整備につきましては、もう一挙にそれをするということは非常に無理がありますから、危険度の高いところから順次整備されるよう、これは強く要望をしておきたいと思っております。

それから、次に第2項目めに移ります。本町の将来推計人口についての質問をします。

第1点目は、総合計画との関係についてお伺いいたしますが、全国の人口は減少の一途をたどって、総務省は2012年3月末時点の人口動態調査で、前年対比で26万3,727人減少したと。日本の人口は1億2,665万9,683人になったと、このように発表されています。

なお、今後の人口はさらに減少をするものの、65歳以上は当分は増加すると。14歳以下の年少人口と、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢の人口は大きく減少してくると。したがって、人口減社会を加速するものと。こういう公表がありました。

本町でも、昭和36年の1万6,000人台から、平成14年ごろまではわずかず人口はふえておりました。平成14年度に1万9,604人——これは6月から翌年の5月までの捉え方と、それから年度で捉え方によって若干人数が変わると思うんですが、あえて私も先ほどと同じように、3月末の人口で今、申し上げております。

その後は、これから徐々にやっぱり減少化傾向というのは強くなっていくと思うんですね。今、24年の——これ6月1日で押さえますと、現在は1万9,267人まで減少しております。福崎町の人口はそこまで減っております。

そこで、お尋ねするんですが、将来の本町の人口はどうなるんか。本当に心配しております。増加しているところは、死亡数よりも出生数が上回っております。近年は死亡数のほうが多いです。また、転入より転出が多いために、自然動態あるいは社会動態ともにその要因は減少しています。最近の出生数を見ても、23年度は1年間でわずか153人しか出生がありません。出生が一番多いのは、やはり第2次ベビーブームの影響で、昭和49年に314人出生がありました。また同じ昭和49年、転入も1,038人ありました。転出は696人ですから、圧倒的に転入のほうが多いです。最近は逆になっています。

人口減につきましては、当然ながら税収等の財源に影響するほか、やっぱり町行政そのものに、それが衰退するかどうかの恐れも出てまいります。それだけに、私は今後の人口の推計というものは重要だと思います。本町の未来を想像する極めて重要な基本指標は、人口ではないかとも思います。

平成16年作成の福崎町第4次総合計画。これで10年後の平成25年度——来年度ですが、その人口を2万1,000から2万2,000人に設定されております。近く、また第5次総合計画を25年度と26年度で作成すると聞きますが、平成16年に人口推計後、本町の将来の人口推計はされたことがあるのかどうか。第5次総合計画とは別に、常に将来の人口推計はするべきじゃないかと思うんですが、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 まず、本町の将来の人口はどうなるのかということでございますけれども、福崎町の将来人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が出しております、日本の市区町村別将来人口推計——これはちょっと古いんですが、平成20年12月に推計されたものですが、これが参考になると考えられます。

この推計によりますと、平成17年の国勢調査人口をもとに、5年ごとの人口をコーホート要因法で求められていますが、それによりますと、平成27年には1万9,773人、平成32年には1万9,226人、平成37年には1万8,588人にまで人口が減少するであろうと予想されているところでございます。

また、16年の推計後に本町の将来人口推計をしていないかということでございますけれども、16年に人口推計を行って以来、総合計画としての将来人口の予測はしておりません。常に将来人口の推計を持つことは理想であると考えておりますけれども、職員直営での推計は困難なこともあり、対応できていないところでございます。

志水正幸議員 人口問題研究所の、それぞれ平成27年・32年の人口は出ておりますが、本町独自の推計人口は第4次総合計画策定の平成16年以降はしてないと。理想であるが、職員直営での推計は困難だと、こういった答弁をいただきましたが、私

は、算出については専門家でないといけないのかどうかと、ちょっと思うんですね。第2次の福崎町障がい者プラン。これは24年3月に作成されておりますが、これでは平成33年度までの10年計画で人口推計を1万8,766人と推計されています。また、水道事業の平成32年度の給水区域内人口、これは1万8,700人と推計されています。これらの計算はいずれも実績人口を基準にして、先ほど説明のありました人口動向を反映させたコーホート要因法という計算方式で計算されたものと思いますが、それについて、まずお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 障がい者プラン及び障がい福祉計画、そして水道事業につきましても、直営での計算ではなく、コンサルタントに計画策定を委託したところでございます。

志水正幸議員 また、昭和55年の都市計画道路の決定のときに、20年後の平成12年度の想定人口を4万7,000人とされておりました。平成22年2月策定の都市計画マスタープランでは、第4次総合計画と同じように、平成30年には2万2,000人、また農業振興地域整備計画では――これも平成22年に作成されておりますが、平成27年に2万2,000人と推計されています。

何が言いたいかといいますと、それぞれの実施計画ごとに本町の将来の人口というものは一貫性がなく、整合がとれてないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

企画財政課長 計画ごとに整合がとれてないということでございますけれども、総合計画につきましては、将来の理想的な姿である夢の部分というものを含んでおまして、人口を将来ここまでふやしていきたいという目標の値でございます。現実的な低い目標を持つよりも、町をより発展させるために高い目標を掲げまして、その目標達成のために行政が全力で取り組んでいくという考え方に基づいておるところでございます。

都市計画マスタープランでありますとか農業振興地域の整備計画でございますが、目標年次に若干の違いがございますけれども、策定時に、上位計画であります総合計画に整合させるという形で、人口推計を行っております。第2次障がい者プラン、また水道の給水人口などの将来の事業計画につきましては、それぞれの事業の推進に当たっての基礎となる人口でございますので、総合計画よりも現実的な数値として捉えております。

志水正幸議員 第4次総合計画では、平成25年度に2万1,000から2万2,000人、またそれぞれの各事業実施計画ではきちっとした形の推計をされていて、1万8,000とかなにがしの推計が出てると。こういうことなんです、私は、総合計画とは将来の――今の答弁では「総合計画は将来の理想的な姿である夢の部分を含んでおり、人口をここまでふやしていきたいという目標値である。現実的な目標値よりも若干高い目の目標値にして」と今、答弁がございました。

本当に、総合計画としてこれでいいんでしょうかと疑問を持つんですが、私は町行政の中長期的な行政運営、町の行政全般の方向性とか、あるいは実現性を計画的に実践する大切な計画がこの総合計画だと思っております。総合計画が将来の理想的な姿である夢の部分を含んでいるとのことですが、夢の部分といいますのは、よく「夢を追い求めていく」とか、あるいは「手の届かない夢を」とかよくいいますが、そのように、夢とは理想であって実現ができないことを夢といい、計画とは実現が可能であって、その目的を達成する努力の目標が、私は計画じゃないかと考えております。

したがって、第4次総合計画の2ページに、これを見ますと、計画の策定の趣旨や、あるいは計画の役割が掲載されています。この計画は基本構想と基本計画に分かれていて、基本構想は平成25年までの10カ年の構想でありました。基

本計画はさらにそれを具体化するために、前期の計画5年分と後期の計画5年分に分かれております。したがって、どう考えても、町の総合計画が将来の夢の姿をあらわしたものではないと思っております。

さらにその総合計画書の冒頭に町長のコメントが出ております。ちょっと読んでみますと、「この計画は多くの皆さんの参加によって、いいものできたと思っておりますが、実行されてこそ値打ちが増すものです。より多くの皆さんに計画を知っていただき、より実現への作業に参加してもらうことです。」——このように、町長がみずから総合計画策定に当たっての考えを述べておられます。本当に総合計画は夢の計画なのか、ご所見をお尋ねいたします。

町長 私は16年当時それでよかったと、このように思っております。10年たって、それが現実と乖離しているのなら、今度はそれに合わせて、今度は総合計画をきちっと立て直していけばいいわけでありまして、100%実現するということができれば、それはいいわけでありませうけれども、神ならぬ身でありますから、当然予定であったり、計画に、結果として一定の差が出てくるというのは避けがたいことだと思っております。したがって、16年当時は議会も承認され、皆でこれを承認したわけでありませうから、当時はそれでよかった。しかしそれが間違い——結果が乖離しているのなら、次の計画を立てるときにきちっと修正をして、次に進んでいけばいいと、計画とはそういうことではないかと思っております。

志水正幸議員 私は総合計画、これが内容的にだめだとは言っていないんです。総合計画とは、やはり背伸びしながら、高い目標を掲げながら、全員でその実現のために努力していくものが、私は総合計画であって、夢見の部分だけを掲げているものではないという思いがあるわけなんです。

それと、そういう意味から考えますと、やはり私は、この総合計画というものは将来を見据えた最高の道しるべではないかと、確実な方向性を住民と共有しながら町政を運営するための道標ではないかと思っております。しつこいようですが、総合計画策定は町政の構想を掲げ、その構想を実現するために実施計画があるものと認識しておりますが、若干その総合計画の捉え方に、解釈に差が生じているのかなというふうにも思っております。

ちょっと時間もございませんので、もし今後、第5次総合計画を策定にするときに、改めてそのあたりをきっちり議論させていただいて——今度、自治法の改正で、議会での議決になるのか、まだ今のところ不確定かもわかりませんが、第5次の策定に当たっては、しっかり議論させていただきたいと思っております。

それから、第2点目の定住促進対策について、お尋ねしたいと思います。

できるだけ福崎町民をふやすために、どういった対策がとれるのかという視点で質問をさせていただきますが、私は他の市町と比較しても、福崎町は住みやすい町であると思っております。交通の便もいいです。水道料金も安いです。医療費補助も充実しています。自然環境も非常によいです。子育てもよいですよ。幼稚園も次から次へででき上がってますし。また、希薄化しつつあります都市部よりも、地域のコミュニティもまだまだその力は残されております。なぜもっと転入者がふえないのか。なぜ転入者より転出者が多いのか。不思議でなりません。そのあたり、どのように認識されているのでしょうか。

企画財政課長 まず転入者より転出者が多い原因でございますけれども、転出されるのは就学とか就職時の町外転出のほか、新婚家庭が賃貸住宅に住まれる場合など、福崎町は比較的家賃が高いということが言われております。また、住宅を新宅として新築される場合でも、土地の販売価格を含めて、住宅の適地が不足しておるとい

ことに原因があるのではないかと考えております。

志水正幸議員 他の町に比べて福崎町は比較的家賃が高い、あるいは新築の場合の販売価格も高い。それでも、「福崎町にこんな魅力があるんですよ」というような形でいろんな施策を打っていただいて、1人でも多くの町民がふえることを望んでおりますが、そのあたりの転入の理由、あるいは転出の理由は、何とかして理由を把握しながら、これからの施策に生かすために、転入・転出届を出されるときに、簡単なアンケート用紙でも配付して、その理由を書いていただいて、それを分析することによって何か新しい施策が出てくるんじゃないかとも思うんですが、そのあたり、どうでしょうか。

企画財政課長 転出理由などのアンケートにつきましては、実際、実行されてる市町村もございまして、研究をしていきたいと思っております。

志水正幸議員 それと、総務省が複数の市町村を対象にして医療とかあるいは生活の関係、そういうようなものの強化を目指しながら人口をふやしていくという、国の定住自立圏。これが発表されて、今全国で67圏域になったと、このように新聞等で発表がございました。兵庫県では豊岡市・朝来市・養父市・香美町が実施されております。この取り組みは広域での共同の課題、あるいは交通の問題、あるいは保育所の問題等、共同で実施して住民の定住化を図るものであると、このように言われております。また、相生市でも「子育て応援都市」——そういうようなものを宣言され、単独で子育てしやすいまち、高齢者に住みやすい自然豊かなまちとして、定住促進の情報を発しておられます。

本町もそういう形で、定住促進のための情報というものをもっともって内外に強くアピールすべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 ご指摘のとおりでございまして、幼稚園の整備の状況でありますとか、放課後児童対策などの子育て支援策や、転入者の方には「サービスのしおり 福崎町の福祉」などを配付するとか、あと、こういう福祉施策が非常に充実していることをホームページ等で積極的にPRを進めたいと考えております。

志水正幸議員 それと、定住を促進するための施策として、子育てしやすい町かどうかというのも一つの大きな、重要なポイントの一つだと思うんです。そこで、本町は立派な「次世代育成支援対策行動計画」——こういったものをつくっております。「親が育ち 子どもが育つ 地域ぐるみで福が咲く」と。これについては、前期計画5年が経過して、平成22年に後期計画が策定されました。ですから、かなり前からこの次世代育成支援対策行動計画というものを掲げて取り組まれております。この計画の一番主な目的は、福崎町の少子化対策と子育て支援の取り組みの計画であります。

そこで、前期計画の取り組みの総括と評価はされたのか、あるいはこの計画に基づいてどのように実現されたのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 次世代育成支援対策行動計画前期計画におきましては、重点施策といたしまして、保育施設や子育て支援施設の整備、保育サービスの充実、地域スポーツクラブの充実と地域子ども会活動の強化、子どもが地域で安心して遊ぶ空間の確保、このようなことに取り組んでまいりました。幼稚園の開設、それから子育て支援センターの整備など、おおむね計画を達成できたものと考えております。

志水正幸議員 平成17年から21年までの5カ年の前期計画については、簡単にいいますとおおむね計画は達成できたと、このように答弁がなされました。この具体的な施策、基本目標ごとに中身を見ましたら、個別の施策がずっと上がってるんですが、施策ごとの取り組みの達成度というものはチェックがされているのかどうか、まずそのあたり確認したいんですが、お願いします。

学校教育課長 後期の計画を立てる段階では、前期計画のそのような具体的な取り組みを十分評価した上で、策定をしております。

志水正幸議員 ぜひこれについては、本当に取り組んでいただきたいと思います。

それから、定住対策のもう一つとしてよく言われてますが、農業後継者を育成するとか募集するとかとよく言われます。また、空き家を提供するとか、あるいは若者をもっともっと町内に定着させる工夫とか、いろいろいわれるんですが、いろんなアイデアを創出させながら、これについては本当に真剣に取り組むべきだと思うんですが、どうでしょうか。

企画財政課長 定住施策の進展につきましては、今後、JRの福崎駅周辺整備などの推進によりますインフラ整備、そして平成24年に新設されました一県の補助事業でございますが、新規就農の支援事業。現在のところちょっとまだ活用はございませんけれども、こういったもののPR。そして平成16年から取り組んでおります、市街化調整区域におきます特別指定区域——これは23年度までの実績で70戸ぐらい新築されておりますけれども、こういったもののPRをさらに進めまして、定住人口の増加に取り組んでいきたいと考えております。

志水正幸議員 今の特別指定区域については、もう70戸の実績があるとのことですが。ただ、新規就農支援事業については今年度始まったばかりだと思いますので、なかなかまだ実施には至ってないと思いますが、何件かの相談はあったんでしょうか。そのあたり、お願いいたします。

産業課長 現在のところ、具体的な相談までには至っておりません。

志水正幸議員 いずれにしても、定住人口の増加に取り組むとのことですが、本当にこの人口問題については全職員が一丸となって、創意と工夫で人口増の対策に取り組んでいただきたいと思います。このままでは本町の人口はどんどん減ることが予想されます。今のうちに何らかの対策を打つべきで、全国の市町村も同様の悩みを持っていると思います。ここで当局も、我々議員も危機感を持って、真剣に取り組むべき課題であると認識しております。今後の取り組みを強く期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、志水正幸君の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は石野光市君であります。

1. いじめ問題について
2. 福祉施策の推進について
3. 公共下水道工事について
4. 町内の景観形成、保全について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、いじめ問題についてであります。

近年、全国的に深刻ないじめ問題が中学校・高校などで起きているとの認識が広がっています。とりわけ、滋賀県大津市の中学生の自殺に至ったと見られる事件は、学校の対応について、いじめの初期の段階からの対応のおくれやまずさが問題視されています。

いじめ問題について、平成7年の当時の文部省の通知文書で、「昭和50年代の終わりから60年代にかけて多くの事件が発生し、極めて憂慮すべき状況にあったことから……各種の指導通知が発せられ、関係者による取り組みがなされてきた」「しかし……平成6年11月に愛知県の中学2年生がいじめを苦に自殺するという事件が起きたことから、改めて通知を行う」という内容の記述が見られます。平成18年10月の文部科学省の通知文書では、冒頭から、「いじめによ

り児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります」とした上で、「これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています」との記述が見られます。4年近くたった今、同様の事態があり、まことに残念というしかありません。

ことし9月5日、文部科学省は「いじめ対策アクションプラン」を策定したと報じられています。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員するなどの内容が伝えられています。兵庫県教育長から各市町組合教育長宛てのことし7月27日付通知では、「人権を守る教育指導の充実」、「いじめを許容しない土壌の形成」、「いじめ認知能力の向上」といった内容とともに、「いじめを認知した場合の適切な対応」ということが挙げられています。「いじめを行った子どもに対しては、特別の指導計画による指導のほか、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の警察等関係機関との連携協力等については、毅然とした対応を行うこと」との記述も見られますが、いずれも文部科学省のいわゆる指導内容に即したものであると考えます。「いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識をもつことが必要です」とも記されています。

こうした基本的ないじめ問題への認識や対応のあり方は、児童・生徒にも、保護者にも周知されることがいじめを未然に防いだり、早期の発見や対応につながるものと考えられるものですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教 育 長 議員のご指摘のとおりかと存じます。いじめは大きな基本的人権の侵害であり、誰に対してもあってはならないことだと認識しています。よって、子どもも、先生も、保護者も、地域も、真剣に取り組む必要があります。そのためにも、平素から子どもの様子を、内面からも外面からもしっかり観察し、状況を正しく把握する必要があります。早期発見・早期治療が大事ですが、まずいじめの起こらない学校・地域づくりが大切かと思えます。

石野光市議員 既に他の県では、いじめ対策マニュアルを策定しているところもあるようです。また、期限を定めて、そうした段階ごとの時間を明記したマニュアルをつくられている自治体も生まれてきているということも報じられております。

いじめ問題が認知されてから対策を検討していくということよりも、共通の認識に基づくマニュアル、あるいはチェックシートに沿っていじめ対策を行うことが、いじめられている子どもを守るという点でも、的確な対応を速やかに進めていくという面でも有利と考えるものであります。

こうした面の取り組みとして、町教育委員会でもそうしたマニュアル、チェックシートが策定されたということで、総務文教常任委員会資料でも見ているところでもあります。基本は、子ども自身が人権についての意識を高めることによって、いじめを許容しない環境を目指すべきと考えています。管理主義や厳罰主義でいじめは根絶できないのではないかと考えていますが、この面についての所感と合わせて、答弁願います。

教 育 長 夏休み中ではございましたけれど、臨時の校長会を開き、県教委から地教委に、いじめ問題に対する対応の徹底についての通知内容を知らせるとともに、「各学校でもいじめは決して許されないことであり、どの子にも、どの学校でも起こり得るものであるという認識を持って、対応をしっかりしてほしい」と、そういう指示を出しました。そして、現在の情報交換と対応についても協議をしました。

また、臨時教育委員会を開き、「いじめを許さない学校づくりのための教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」を作成し、全教職員に配付し、この問題の認識をより深め、共通理解、共同実践をするように指示をしました。

また、各学校においても、子どもたちの手による「いじめ追放宣言」の作成や、追放集会を開催し、自分たちの手でも、安心・安全の学校づくりに取り組む活動を実践させてほしいと依頼いたしました。

いじめに対しては、「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」。

石野光市議員 凶悪な事件が、未成年の高校生の年代を含めて起こってきたということもあります。今、大きな社会問題として、家庭での子どもとの接し方というふうなものも大きく問われているようであります。かつてなかったような事件やこのいじめの問題についても、背景について大きく広く見ていかなければならないときになっているのだなというふうにも思ったりしております。

問題の生徒という中で、いつでもどの子ども、突然に大変な問題行動に走る可能性があるという認識を持つことが大切だと思っています。実際にそういう例が生まれているわけでありまして、そういう見方をしっかりと持つということが大事だと思います。

生徒・教師間暴力という事態、教師に対しても威圧的な態度をとるというふうな子どもも生まれ得るし、過去にもあったかとも思います。そうしたときにも教職員全体で、教育委員会とも連携しながら学校全体で、教職員が全体として対応していく、こういう取り組みでありますとか、教師を孤立させない姿勢も重要と考えるものであります。この面でのお考えをお聞きしたいと思います。

教 育 長 やはりふだんから子どもと先生との信頼関係、人間関係を築き上げるということも大事ですし、先ほども述べましたように、子どもの心の内の様子、あるいは外的な様子、家庭環境等、いろいろ広い視野から一人一人の子どもを見詰めてやるのが、そういうことを防ぐ第一因かと思っています。

問題が起きてからその対応にあくせくするのではなくて、そういうことが起こらないことに重点的に力を入れていく必要が大事かと、こういうふうに思います。

石野光市議員 二つの視点が本当に大切だと思います。問題が起こらないように、そうした環境を整えていくということ、しかし、不幸にしてそういう事態も起こり得るんだという、やはりその二つの側面をしっかりと両方持って一一堅持して、常に心構えておくということが大変大事なかなとも思います。

以前から、「子どもは社会を映す鏡」といわれてきました。今の社会で本当に大人も子どもも、その人権が尊重されているのかという問いかけも、この問題は発しているように思えます。

手もとに、ことし8月に三省堂から発行された「解説 子ども条例」という本があります。この中で、1994年（平成6年）子どもの権利条約を日本も批准した後、合わせて38の府県区市町で、子どもの権利条約を地域で生かす取り組みとして、「子どもの権利に関する条例」等の名称で、条例制定が行われているようであります。こうした時期に、子どもたちの意見も取り入れながら条例制定を進めることは、また国が批准している子どもの権利条約の内容を学ぶ機会としても、時宜にかなった有意義なものとなると思います。福崎町においても、将来にわたって子どもの人権を守り、尊重していく取り組みとして、この種の条例制定について積極的な検討を望むものですが、町長、教育長はどのようにお考えでしょうか。

町 長 国際的な流れでありますから、そういった方向にはできるだけ努力をしてまいらるほうが良いとは思っています。しかしそれぞれの町の実情もありますから、教

育委員会あるいは教育関係者等の意見も十分反映しながら、そういった面を十分検討していくことが大切ではないかと、このように思っております。

教 育 長 ただいま町長のご答弁に沿って、教育委員会におきましても、これから研究を進めていかなければならない、そういう分野かと思っております。

石野光市議員 私もまだ十分には読み切れてはおりませんが、この本の23ページのところに、大変示唆に富んだ内容があると思うので、紹介もしておきたいと思いません。

「大人が幸せでなければ、子どもは幸せになれない」という見出しで、「親が安心して子どもを育てていなければ、子どもは安心して生活し、成長することはできません。ある自治体で条例制定にかかわった子どもが、大人に呼びかけた「大人が幸せでなければ、子どもは幸せになれません。子どもの幸せのために条例をつくるのであれば、大人が幸せになってください」という発言は、子ども施策においても大切な視点です。子育て支援の施策において、親とその子どもの関係を中心にした施策づくりにとどまらず、親の生き方や人生を大切にするという視点を持った支援施策を行う必要があります。それには、親が人間として生きていくにふさわしい、学習・自己教育にかかわる支援などが、就労等にかかわる支援とともに大切になっています。このような親支援と子ども支援とが結び合ったときに、とかく不全状況が指摘されてきた親子関係が再生へ向かい、かつ子ども支援にもつながるでしょう。そのために特に健康福祉部局と社会教育・生涯教育部局との連携・協同をはじめ、縦割りの行政の克服なども課題となります。」というふうなものであります。

実際に、大人の社会でも就労の問題などで今、大きな経済格差というふうな問題につながる事態が進行しているわけでありまして、こうした面でも本当に内容が深い、中身を持っている問題だとも思っております。改めて、教育長のご感想など、所感をお伺いしたいと思います。

教 育 長 21世紀は「共生の世紀」だと言われております。子どもも大人も、老若男女も問わず、みんなが一人の人間として、人間らしく生きていく。そういう社会を構築する必要があるかと思えます。そのためには、まず大人が正すべき範を見せる必要があるかと思えます。

また、教育委員会としても、学校教育だけではなくて社会教育の分野からも、ご指摘がありましたように、よりよい人間づくり、あるいは基本的人権の保障等にこれからも取り組んでいく必要があると思えます。

石野光市議員 本当に社会のゆがみというものを正していく取り組みというものも、大人も一人一人が考えていくということが大切だということも、見えてくるような内容かとも思っております。一層こうした面でも積極的な検討・研究を要望しておきます。

第2の項目は、福祉施策の推進についてであります。

住民税非課税世帯での薬剤費を含む医療費について、年間3万円を上限に助成するという制度が福崎町社会福祉協議会の独自制度として実施されていることを、私の相談活動で健康福祉課から紹介いただきました。この制度の周知が十分でないのではないかと感じていたのですが、最近各戸に配付されましたこの「サービスのしおり 福崎町の福祉」に記述が見当たらないようでありますが、いかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 サービスのしおりには、緊急援護給付金の項目が欠落しております。大変申しわけございませんでした。

石野光市議員 改善の取り組みについては、いかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 今後の周知等につきましては、社会福祉協議会の広報で低所得者支援事業の紹介といたしまして載せまして、また、サービスのしおりに貼付していただけるように周知を図っていきたく、このように考えます。

石野光市議員 個人情報保護の規定から、税務課との情報共有については対象者の同意が必要とのことでありますが、インフルエンザの費用減免についての通知の機会などを利用して制度の案内・周知を図ることはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。領収書の保管が必要であり、日常的に対象者に周知を図っておくことが制度の活用を図る上で肝要と考えるものであり、一層の工夫を町担当課にも、社会福祉協議会にも望むものですが、いかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、社会福祉協議会の広報は2カ月ごとに発行をしております。緊急援護給付金等につきましては今までも広報でしておりますが、今後も機会あるごとに広報し、また民生児童委員協議会等の会合でも周知を図ってまいりたいと、このように考えます。

石野光市議員 多くの住民の皆さんに正確な情報が伝わっていくということが、極めてこの制度の活用を図っていく上で大事かとも思います。民生委員さんでありますとか各自治会の区長さん・自治会長さんなどにも、きちんとそうした情報が伝わるように、さまざまな工夫をお願いしておきたいと思えます。

公共下水道工事について、お尋ねします。

8月下旬に西光寺地区の管渠敷設工事において、西光寺野水路に泥水が流入するということが起こりました。工事現場の町道に隣接している水路の水位が午前中、水田への給水のため高いことにより、管渠敷設工事で道路を掘った際に大量の水が湧き出し、その水を鋼鉄製の箱で泥を沈下させて水路に放流しようとしたが、発生する湧き水の量が多く、泥水の流出を防げなかったということのようでありました。

隣接の水路が低い、流れていないという状態であれば、道路を掘削してもさほど水が湧き出すことがなかったということが、直後の現場での私の聞き取りでもわかりました。田へこの水路を使つての給水が終わる、おおむね9月以降では、掘削による地下水の湧き出しも軽微なものであったとすれば、工事区間の時期的な調整等に対応できたのではないかと考えるものであり、そのことによって工事の経費や時間、品質についても有利に進めることができたのではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

下水道課長 西光寺地区の下水道工事におきまして、農業用水路に泥水が流入したということにつきましては、議員が今、説明されたとおりでございます。施工業者にこのようなことがないように、現場の作業員にも周知徹底をするとともに、現場の管理体制の強化を図るよう指示をしたところでございます。

今後このような事態が発生しないように、地元の区長さん、農会長さんと事前に相談をしながら進めてまいりたいと思っております。町におきましても、日々の現場巡回をふやすなど、現場の管理体制や品質管理の充実を行っているところでございます。

議長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。  
再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、高井議員から早退届が出ておりますことを、報告しておきます。

石野光市議員 公共下水道工事については、農業用水路の関係で、湧水というんですか、湧き水が大変に湧いてしまうという問題について、残された工事について、そうした教訓を生かしていただけたらと思うものであります。

最後の項目は、町内の景観形成、保全についてであります。

以前から取り上げております長池の堤体の雑草管理は、景観面のみならず、隣接の田畑への野生動物による被害、キツネ等による、堤体へ穴をあけられるといった事態も数年前から発生しており、堤体の雑草の適正管理の強化が望まれているところでもあります。

長池の堤体を健康づくり等のために歩かれる人も多く、雑草の繁茂で左右両側から草が生い茂っているところがあり、改善を求める声も、ため池百選に選ばれたことを契機に、以前より強く私のところへ届いています。堤体の上の水たまり、ぬかるみについても、堤体に降った雨が池側にスムーズに流れ込めば改善されるものであり、そのためにも一定の雑草管理が望まれるところでもあります。大きな池だけに、池の管理者や周辺の関係農家での対応には限界があるとも思われます。

稲美町では、大きな堤体を持つ池を、雑草の繁茂を抑えて管理されている実例があるようです。こうした事例を参考に取り組みを望むものですが、いかがでしょうか。雑草の繁茂対策と路面管理について有効な手法があれば、研究・検討を求めるものですが、いかがでしょうか。

産 業 課 長 ため池の管理につきましては、通常、ため池管理者ですとか受益者の方々によって行っております。各集落におきましても、集落の方々が総出で堤体の草刈り等をされているのが実情かと思えます。

兵庫県を例にとりましても一県内のため池数というのは、全国で一番多いわけでありまして、全国的に農家の高齢化ですとか減少に伴って、ため池の管理状況も悪くなっております。これらの状況から、兵庫県では「ため池整備構想」を策定して、その一環として「ため池クリーンキャンペーン」なども展開しております。取り組みの考え方としましては、多面的な機能を有する貴重な地域財産であるため池を、安全安心なため池、身近で快適なため池とするために、ため池管理者ですとか地域住民、これらの方を巻き込んで、参画と協働によるため池の環境保全活動を推進するというものでございます。

長池は、議員も触れられましたように「西光寺野台地のため池群」として、ため池百選にも選ばれ、多くの方々がウォーキングなどにも利用されておりますが、位置づけといたしましては、他の地域のため池と大きく変わるものではありませんので、まずはため池管理者ですとか関係集落等でもお話をいただいた中で、参画と協働による環境保全対策ができないか、ご検討をいただければと思います。

また、雑草の繁茂対策ですとか路面管理につきましては、町といたしましても、また研究等はしていきたいと考えております。

石野光市議員 雑草の繁茂という点で、一年に1回、草焼きをほぼ全周にわたって実施をしております、その後に雑草の繁茂を抑える有効な草の種類を紹介しますとか、そうした研究についても、一定の効率というんでしょうか――コストの問題もありますけれども、効果があるものであれば、そういうものも研究して紹介いただけたらと思います。

いずれにいたしましても現状については、一年間通して雑草が繁茂して、堤体に崩れでありますとか、動物により穴をあけられるというふうなことについても、監視機能が働かないということが、やはり大きな問題につながっていくというふうにも考えるものであります。本当に、草の丈を低い状態で抑えて管理をしてい

くということが、農業、田畑の作物への被害を抑える面でも、堤体を安全に保全していくという点でも重要であるというふうに思っておりますので、そうした立場からの研究、検討を大いに望み、また、関係機関との調整などにも努めていただきたいと思います。

長目の市川の河川敷の花壇や、その北側の美化——町道東大貫溝口線の、市川に接しておるような部分であります。その美化・活用について、以前から取り上げてきております。活用できれば町の美化・景観で大きなプラス効果が期待でき、放置されるとマイナスの弊害要因となるものであり、工夫して活用・改善をと求めてきました。現状での、この面での見通しはいかがでしょうか。

まちづくり課長 長目の市川河川敷の花壇につきましては、県のアドプト事業を活用し管理をしていただいております。活動団体の代表者の方が体調を崩されたということもありまして、本年は活動を中止したいという申し入れがありました。継続して活動いただくようお願いをしていきたいと思っております。

また、上流——北側の美化ということ。現在、市川におきましては、市川の河川美化事業に取り組んでおります。これは県から委託を受けまして、県と協定を結んで実施している事業でございます。その事業の中では、住環境の向上をうたわれております。住居連担地域に属する、接する河川の美化という要件もございまして、これら、今ご指摘の部分につきましては、県と協議しながら、取り組めるものであれば取り組んでいきたいと考えております。

石野光市議員 香福橋の周辺が、川幅が狭く、水位の上昇ということがことしもありました。本当に、防災の面からもそうした監視・観察が、容易に多くの人が安全に、つぶさに見て監視できるということが、防災の面でも大きな役割を果たすとも思うわけであります。

今申し上げております町道東大貫溝口線の市川沿いのところについては、見通しも、流木さえ伐採して雑草の繁茂を抑えれば、よく見通しができると、橋げたに何かはひっかかっても、すぐに発見できるということが大きな意味を持つというふうにも思うものでありますから、そうしたことも踏まえて、県への働きかけ等、ご尽力願いたいと思っております。

まちづくり課長 長目の河川敷付近につきましては、福崎でも一番河川幅が狭いというところでもございまして、国道への冠水等、見られるところでもございます。これらにつきましては、県に河川改修等の要望を引き続き行っていきたいと思っております。

また、この河川内におきます雑木の処理ということでもありますけれども、先ほど申しましたように今、県と委託、協定を結んでおります事業の中で対応できるものではないところでございますけれども、県と協議しながら、対応できるものであれば対応していきたいと思っております。

石野光市議員 ただいまの答弁の中で、香福橋の上流になる部分での河川内の流木、雑草の繁茂の問題についても触れていただいたように思います。実際、ことし起こりました市川の水位の上昇という面でも、この付近は川幅が狭いだけに、水の流れを阻害する雑木、雑草の繁茂というものは、極力、重点的に対応を図っていただきたいというふうに願うものでございます。防災の面が、この面ではやはり大きなウェイトを占めているようにも思います。技監からこの点についての所見をお伺いしたいと思います。

技 監 先ほどまちづくり課長が答弁したとおりでございます。県と協議を進めていきたいと考えております。

石野光市議員 本年、本当に当町で、深刻な状態で市川の水位が上昇したという経緯がございます。本当に大きな影響となって、避難勧告ということにまで至り、学校関係に

も大きな影響になったということでもあります。市川の水位の上昇を抑制していくという面で、効果が期待できるものについては積極的に取り組んでいただきたいと強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、石野光市君の一般質問を終わります。

次、5番目の通告者は福永繁一君であります。

1. 県河川の保全と修理について
2. 猟友会について
3. 松くい虫で被害を受けた後の処置計画について

以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 ただいま議長より許可をいただきました、議席番号6番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

議長よりただいま紹介がありましたとおり、県河川の保全と修理について、お伺いしたいと思います。

9月には防災強調月間ではありますが、不幸にも町内で3人ものとうとい命が失われました。ここに改めてお悔やみを申し上げる次第でございます。

我々は、安全安心の必要性をつくづく感じておりますが、自然界でも異常にゲリラ豪雨が多く降り、福崎町でも避難勧告が出るようになりました。また、市川もはん濫寸前にもなり、七種川にもそれに違わず、雨が降らないときは底すれすれの状態ではありますが、一旦ゲリラ豪雨が降りますと、トラが眠りから覚めたように暴れまわります。そのため、被害も多く発生しております。町当局として、どのように把握されているのか、箇所を含めてお願いしたいと思います。また、「たくさんありますので、一つずつこういうことでこういう状態に持っていきたい」というお話がありましたら、出していただきたいと思います。よろしく願います。

まちづくり課長 私どもで把握しているところは、田口で4カ所、板坂で1カ所、桜地区で2カ所、長野地区で1カ所、福田地区で1カ所ということで、9件、区長会等からも報告があって、県に関しますところは県の土木事務所にも報告をし、対応を検討していただいているところでございます。

この中で、県におきますところでは、福田地区・長野地区では県の護岸、落差工の下流あたりで大型土のうによる対応をしていただいているところでございます。それと、板坂地区におきましては河床の洗掘ということで、緊急的に河床の補強をしていただいたというところでございます。

また、田口におきましては公民館の西、アクション前で護岸——一部、5メートルほどでしたが、護岸が崩壊いたしました。それにつきましては、この7月・8月で緊急工事ということで、対応をいただいております。

そのほかのところにつきましては、県も状況を確認しながら対応をしていきたいというふうに聞いております。

また、七種川の上流部につきまして、田口で被災が2カ所ということで報告いただいたこれにつきましては、町河川になりますので町で対応をしていきたいと思っております。

福永繁一議員 いろいろと説明ありましたがけれども、私、現場に、決算委員会が済んだ後——明るる日ですか、19日の日に川の中へ入って、状況を見てきました。一番ひどいなと思ったところは、奥池から南、80メートル下がったぐらいのところに、二、三年前ですか——もっとなるんかもしれませんが、駐車場をつくっていただきました。その側壁に、大きくえぐられているということで、いろんなもんが入っていると。で、七種川といえば、我々は美しいところ、また県下で誇れる滝があ

ると。そして水もきれい、また紅葉もきれい、そういうことを今まで自負してきたわけであります。しかし、あの姿を見ますと――課長もいろいろと見られておると思いますが、ああいうところに異物をほかすと。またそれが、水が出てえぐられて中身が見えてきたというようなことであれば、私が今述べた、誇りにするものが全てなくなるんじゃないかと、また地元の区長さんも見かねて「私、川の中に入って拾ってきたんです。まあ、見えるとこだけですけども」というふうな言葉もいただきました。

こういふことで、地元の皆さん方も協力に力を惜しむことなくかしていただけるといふふうなことも聞いておりますが、早くあのような状態をなくしたいと思っておりますが、今どのような計画を持って進まれているのか、お聞きしたいと思っております。

まちづくり課長 今、ご指摘のところは、何年か前に県の里山整備事業によりまして造成された、駐車場のところということでございます。

護岸の崩壊につきましては、今、県と協議をしまして、県で対応できないかということも相談をさせていただいております。また、がれき等につきましては、古くからここは財産区の土地でありまして、竹等が原野としてあったところなんですけども、そこに今、ご指摘のように不法投棄といいますか、ごみが捨てられていたというところで、今そのごみが流出をしたということでございます。これらにつきましては、また対応を検討していき、全体的にとるのは無理かもしれませんが、見えてるやつの除去等も考えながら、整備をしていきたいと思っております。

福永繁一議員 計画はうれしいことなんですけども、七種川が――市川の端までは私、見についてないんですけども、長野周辺まで見に――田口奥池からずっと見てきました。そうすると、各所に、言っているもんかわかりませんが、がれきが飛散してると。そして、区長さんが拾っていただいたところは、まだ少しは残ってるんですけども、少なかったという実態です。これは一日も早く実施しなければ、福崎町の恥であると思っておりますが、その点についてどう思われているのか、回答をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 今、ご指摘いただいた、れんがであるとか瓦、タイル等の関係かと思っております。今、地元の区長さん等からも、不法投棄的な、業者による車両によりあけられたというふうな情報は入ってきておりません。これら、長年にわたる河川における投棄というものが、今、このたびの大雨によりあらわれ、流れて出たものかなというふうなことも感じております。

これら、住民生活課等とも協働しながら、啓発看板等、また地元におけますパトロールでありますとか、町のパトロール等も強化しながら、対応をしていきたいと考えております。

福永繁一議員 七種川の県河川部であれば、何キロぐらいあるんですか、わかりませんが、その間に水がたまっているとこ――たまってないところにも堆積してあったわけですが、それを「計画します」ではなしに、どのようにして早く実施するかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 現在どのくらいの箇所にもどの程度のがれき等が流出しているかということは、把握しておりません。これらを把握しながら、県と協働しながら、対応をしていきたい。全体にわたってがれき等を除去するのは困難かと思っております。また地元の区長さんの協力もいただきながら、対応はしていきたいと考えております。

福永繁一議員 まず、私がしていただきたいところは、そこに投棄してあったらと思われるところが、一番壊れて露出しているんです。課長も見てくださいと思いますが、私

も下において――水も降った後ですので、水かさも少しはあったんですけども、異物は露出して、ほかの人に見られれば恥ずかしい状態であるということですから、そこを一日も早く、そのままの――異物がそのままではよければですよ、囲いをして、見えないように石垣やブロック、コンクリートなどをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほども申しましたように、県の河川でございます。また、駐車場におきましては、町の管理ということもございますので、その辺、県と協議しながら一刻も早く整備できたらと考えております。

福永繁一議員 全部をしていただけるんかどうか。今、課長に教えていただいた9カ所ほど、その中で、済んでいるものもあるわけですけども、その中で一番目についたのは、各所、本当に石垣が崩れて、次の水が出れば、石があるからとまってる状態であるのが落下してしまえば、もう道がなくなってしまうところも何カ所もありますね。それで、昔の工法でやられたせいかわからないんですが、桜地区のところに30メートルぐらいですか、石垣の下に穴が開いてるところがありますね。そういうところを一日も早く直さないと、全体的が――今もってるのがまた崩れてしまうということが考えられます。

また、課長ご存じだと思いますが、桜地区の、昔から集水場を取ったところが、石垣が崩れて、徐々に大きくなりつつある状態を、私も連れて行っていただきました。その中で、これが崩れれば桜地区が一遍に冠水するような状態のところも壊れつつあったわけです。

だから、私は今述べられました、課長さんが言われた箇所を――もちろん全部直していただきたいのは山々です。しかし今、述べました、奥池の下の駐車場のところ、そして田口の2カ所。30メートルほどの――多分あの下だったら、松のくいでされとったと思うわけですけども、そういうような、水の中に浸かっていますので、穴の状態がずっと30メートルほど――約ですよ、何ぼあるかはかっておりませんので、目視であります、見てきた中において、そういう状態があると。そして昔、水の集水場であったところが崩れかけておると。そういうのをできるだけ早く、被害が大きくならんうちに、計画を、県に足を運んでしていただけることは考えておられないんか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 最初の答弁でも回答させていただきましたように、県におきましては緊急に対応していただくところは緊急で対応していただいております。また、今言われましたように、桜地区における河床の洗掘ということかと思っております。それらにつきましても、県には伝えて、対応をお願いしているところでございます。県も河床の補強等、考えていただけるものと考えております。

またこれらにつきましては区長会でも要望等、ありますので、今、区長会の要望に対する回答ということで県にも問い合わせをしているところでございますので、いましばらく返事は待っていただきたいと思っております。

福永繁一議員 わかりました。それでも、一番――県河川やから県がするんだということが、道理であればいたし方ないんですが、当初述べました、がれき。源流から市川まで流れていると思うわけですが、その間の異物をそのままにしておくということは、これは許されないことだと思うんですが、それが一番人目につかない――ついでるかもしれないんですけども、そういう状態を除去し、七種は美しいとこや、水はきれいとかやというふうなイメージをダウンさせるようなことが防げるんじゃないかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほども答弁いたしましたように、全体の把握はできておりません。またこれから状況等を把握しながら、また、対応につきましては地元の協力もお願いしな

がら、対応をしていきたいと考えております。

福永繁一議員 私も長靴履いて見に行きました。ですから、きついようなことを言いますけれども、課長にも技監にもお願いしたいと思います。

それで、県河川ですので、西川技監に答弁を、改めて――課長ばかりの答弁を受けたわけですけれども、一遍よろしくお願ひいたします。

技 監 まず状況をきちんと把握させていただきまして、とにかく安全確保が最優先されると思いますので、そういう観点で速やかな対応を考えていきたいと思ひます。

福永繁一議員 この問題は、ことしになったやつもあるわけですが、昨年から発生しているものもあるんですよ。それで、一回も足を運んでいただけなかったんかなと、私自身情けなく思っております。忙しい、行けなかったんだろうと思ひますが、答弁の中でもう少し温かい言葉を欲しかったです。よろしくお願ひします。

副 町 長 台風4号の後、私も市川との合流点から奥池まで歩かせていただき、災害を含めた形の中で、その状況を確認してまいりました。

県におきまして、昨年度しゅんせつをしていただいたおかげで、災害被害が少なく済んだように私自身は感じております。しかし今、質問議員からありましたように、そういったような昔から集落における解体廃材等、投棄をされておった状況等がこのたびは出てまいっております。そういったところについては、美観を損ねるといふ観点から、対応できるところから対応していきたいというようには思っております。

ただ、県におきましても、それぞれ県を取り巻く、県河川管理部分が非常に多いということもありまして、それらに対する部分で福崎町ばかり要望を出しても、その部分が全部対応していただけるものとは思っておりません。技監並びにまちづくり課長が申しあげましたように、対応すべきところから対応していただき、県とのタイアップ等も考えながら対応してまいりたいと、このように思っております。

なおかつ今、区長会要望で上がっております箇所以外にもあるようにも感じておりますので、それらにつきましては、福崎土木事務所にそういった形の中でまた再度、要望は上げていきたいと、このように思ひます。

福永繁一議員 副町長の言葉を信じて、質問を終わりたいと思ひますが、本当に、まあ言うたら、産廃が露出しているというような状態を長く置かないでほしいと、私は思ひますので、よろしくお願ひします。

副 町 長 答弁に漏れがあったわけでありまして、廃棄物の処理法ができる以前に集落において、集落も認めた上でそういった解体廃材が捨てられておったという事柄もございます。そういう関係も含めまして、関係集落とも協議しながらといったような事柄になろうかと思ひます。

なお、それらにつきましては、町がすべき事柄と、集落も力を入れながら、また集落が中心となってやっていただける事柄もあろうかと思ひますので、そこら辺は区長さんともども、協議は重ねていきたいと思ひます。

福永繁一議員 私がお願いしたのは、今、副町長が言われたように、そこに大人しくそのままあれば、それはそれでいいんですけども、町民が、また町民以外の人が目につくところに現在散らばっておることだから、早く片づけてほしいなという要望なんです。その点、改めて質問しますが、回答をお願ひします。

副 町 長 解体廃材等がもう、もろに見えておるといったような箇所も数カ所、私も確認しております。それらにつきましては、当然、集落の責めにおいてそこへ投棄されたという事柄もございますので、それらを踏まえて先ほど答弁させていただいたような事柄でございます。

なおかつ、それら、現在におきましては、分類としては産廃の分類になろうかと思うわけでありまして、台風シーズンが来て大量の雨が降りますと、それらが下流域に流れていくといったような事柄が心配される、懸念しておるといったようなご質問かとは思いますが、具体的に申し上げますと、早急にできるのであれば、早急に対応していきたいとは思いますが、その中においては、県がすべきもの、また町が――それらの廃棄物を不法投棄したその原因者等が究明できない場合には、町が対応しなければならない部分も出てまいろうかと思えます。また、集落で対応できるものであれば、集落でもやっていただきたいというように、それぞれの立場の上で対処していきたいとは思っております。

福永繁一議員 また、12月の一般質問でお聞きしますので、進行状況がわかりましたら、よく整理しとっていただきたいと思えます。

それでは、県河川じゃないんですけれども、町河川の――私が住んでる奥なんですけれども、亀坪大歳神社前の町河川雲津川でトラブルが――ゲリラ豪雨が発生するごとに消防団員にお世話になっております。形状に問題があるかと思えますが、極端に言いますと、曲がり角が90度ぐらいになってるわけですよ。そしたら当然水かさが上がり、オーバーすると。それで、消防団に来ていただくのはもうそこばかりなんです。場合によっては家のほうまで水が入るし、今、土のうを積んでいただいとるわけですが、それを――隣の土地の所有者もその家の土地なんで、形状がもう少し緩やかであれば、池まで流れる状態になり、また、家のほうに水が入らないと思えますが、その点お伺いします。

まちづくり課長 亀坪の神社付近における河川の溢水等については、たびたび起こるというふうには認識はしております。また以前、この付近で家の床下にも入ったと。そのときには田んぼのあぜも崩れて、田んぼからの水もあったというふうには聞いております。

今、議員が言われましたように、河川の形状は屈曲しておりまして、それらによりまして、流速といいますか、そういうのが阻害されて水位上昇ということも考えられますので、河川の方線と――地形的にちょっと難しいところもあるかと思うんですけれども、その辺も検討しながら、また流域等、入水ができるのであれば堤防の上にかき上げ等も考えていくというふうなことで、地元と協議しながら対応を検討していきたいと思っております。

福永繁一議員 ありがとうございます。すばらしい言葉をいただきまして、私、一安心しました。また、完成するまでよろしく願いいたします。

それでは次に進みたいと思えます。

いつも述べていることなんで、またかと言われるかもいたしません、しばらくの間我慢して、すばらしい回答をお願いしたいと思えます。

まず、猟友会についてお伺いしたいと思えますが、猟友会に今までずっとお世話になっておるわけでありまして、町として、猟友会を今後どのように育成していくかなど。午前中、牛尾議員がいろいろと――わなのこととか、そういうふうなことを課長からお教え願っておられたわけですが、そういうことも必要なんです、我々が見て、禁猟区でないところを――こういうところにはやはり猟友会のハンターさんにお世話にならなだめやということなんです、そういう点を含めて、回答がいただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

産業課長 猟友会につきましては、これはもともと自主的に活動されておる組織でございます。町が育成していくという観点で申し上げる組織ではないかと思うんですけれども、現状といたしましては、高齢化もされております。またその活動内容も町

から委託しておる有害鳥獣の駆除活動というのがかなりの部分を占めているというところで、そういった面では法令遵守の指導ですとか、活動支援を行うなど、猟友会が活動しやすい環境を整えていく。また、協力体制の強化。そういったことをやっていきたいとは考えております。

町が委託しております有害鳥獣駆除活動におきましては――午前中も答弁したんですけれども、やはりわなによる捕獲。これを進めていこうと町では考えております。やはり新たなハンターを育成するというのは難しいですし、活動の中では非常に危険性も伴っております。事故等も毎年発生しておるような状況でございますので、できましたら、わなで免許を取得された方を多く育てていきたいと考えております。

福永繁一議員 今、課長が述べられましたこと、本当それは重要なことなんですが、一方、禁猟区でないということ为先ほど申し上げましたけれども、禁猟区でないところは、やはりハンターがおっていただかなければぐあいが悪いときもあろうかと思いません。

私が言わんとしたことは、暑い中――ことしも特に暑かったわけですが、その中でいろいろとお世話になっているということから、猟友会の待遇をもう少し改善する必要があるかと、私は思って進言するわけでありましてけれども、その点について、町はどのようなことを考えていただいているのかなということ、本当の腹を聞かせていただきたい。このように考えます。

産業課長 猟友会の方々には非常に、本当に大変なご苦勞をかけながら駆除活動をしていただいております。現状で申し上げますと、ほかの報奨金等も含めて、年額で約200万円程度、猟友会に助成をしております。他市町と比べましても、特段劣ってるとかということはありません。猟友会の方々から聞いている話の中でも、特段その待遇についてどうこうという話も聞いておりません。大変であります、今の現状の中でお願いをしていきたいと考えております。

福永繁一議員 ほかの町とは近隣の町ですか。市川町とか、神河町とか、夢前町とかですか。

産業課長 近隣――例えば姫路市ですとか、市川町。そういったところと比較しましても、当然、各市町によって会員数等も違いますので、そういったものも考慮した中では、大きく福崎町が特段劣っているというものではございません。

福永繁一議員 劣ってないと言われるので、ちょっと反論をしたがって立ったわけですが、私――2年ぐらいになるんですかね、京丹後市へ視察に行かせていただきました。その中で、人口は多いし、場所も広いことはいえるわけですが、確か3,000万円ほどの予算がね――予算やなしに、それに充てられておったと思うわけですよ。それが全てのものを含めてか、今ちょっと忘れたんですけれども、向こうで質問もさせていただいたんですよ。ですから「200万円やから恥ずかしいことない」と言われるのは、ちょっと言い過ぎでないかと思えますが。

それで、ほかにも聞くようなところはないんですかね。

産業課長 先ほど例に出されました京丹後市の実態というのは、ちょっとよう把握できておりませんが、今活動していただいている内容で、これ以上――例えば「報償金をふやすからもっと活動してください」という状況にある猟友会ではございません。午前中にも申し上げましたように、あくまで地域の方々もそういった、わなの免許をとっていただいた中で、協力をしながら駆除をしていくというほうが本来の筋ではないかと思っております。

福永繁一議員 通告してないんで、ちょっと質問を控えますけれども、また12月に改めて――「通告してないのになんでや」と一時、言われたこともありますので、それははっきりと守っていきたく。項目を変えて、質問したいと思えます。

今、福崎町でも川東しか要望をしてないんですが、川西はもう諦められて、今、里山林の対策をしていただいているということで、町長が挨拶の中において述べていただいたことを思い出しまして、ちょっと含めて言いたいんですけども。川西に里山林をつくっていただく、これももちろんいいわけですけども、まだ一部、川東で松が辛うじて残っておるところもあります。それを含めながら、被害を受けた松を、どのようなことで処置をしていただけるのかなど。この前、「福崎町だけではできない」という答弁もいただきましたが、やはりそのままの現状でほっとくのも、計画性がなく、「どうしてるんだ」という声も出てくると思いますので、その計画がわかりましたら、どのような方向で進んでいくのか、お教えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

産 業 課 長 松くい虫対策につきましては、現在、特別防除区域になっておるところは、まず防除を行う。それから、立木伐倒を行っております。当然、立木伐倒で全ての枯れた松が処分できるものではございません。しかしながら、福崎町では順次、松枯れの被害が拡大して行って、今残っておりますのが東田原と大貫の一部ぐらいになってしまっておるわけですけども、これまでの町内の各地域におきましても、山の中につきましてはそのまま自然に腐ってなくなって行って、また新たな緑が出てきているという状況でございます。

今後につきましては、特に道路際ですとか民家に近いところ、これらにつきましては別途、松枯れの処分に対する県の補助事業もございます。そういったものも活用しながら、危険なところについては対応して、それ以外のところにつきましては、やはり現在で積極的に伐採処分をしていくということは、考えておりません。

福永繁一議員 場所が広いんで、費用の関係もいろいろとあるわけですけども、私の素人考えでは、今ほとんど松が枯れておりますが、その中で種を――松かさに入っている種、それをまいていただければ、少しは復旧・復興するんじゃないかと考えるわけですけども、その先を言うと、また京都議定書になるわけですけど――また横へそれてしまいますので、それはやめますけれども、やはり枯れた松をそのまま放置するんやなしに、町もそういうふうな種をまく――「そんなの100%出るんか」と言われれば、それは保証はできませんが、そういう苦勞を住民さんにも示していただかねば、地域の方は、「なんぞ、松枯れてもて何もせえへんのか。道路端は刈ってくれるらしいけども」というふうな声も私の耳に入ってきました。ですから、町のメンツもありますので、そういう小っちゃなことかもしれませんが、そういうのを含めて、今後、町の対策事業として組んでいただきたい。このように考えますが、いかがでしょうか。

産 業 課 長 先ほど、ちょっと松の種をまいたらというお話もございますけれども、枯れ松の後の再生につきましては、兵庫県では松枯れに強い「ひょうご元気松」というのを持っております。これらを植栽していくという事業がございます。しかしながら、これにつきましても、山の所有者ですとか地域の方々が植えて、また後の手入れ、こういったことをやっていくという事業でございます。なかなか町費で枯れた山を全て、こういった整備をしていくということは、ちょっと今のところ考えておりません。

福永繁一議員 あのね、課長。簡単に「植樹する」というのは大変なんですよ。我々――昔のこと言うたら「おまえはいつまでそんなこと言うとなや」ということになるかもしれませんが、小さい時分、松の苗を10本ほど持って、財産区の山に植えに行ったこともあるんですよ。もうそういうことですら難しい状態なんで、今、種をまくのが一番簡単で――安くと言うたら語弊があるかしらないけれど、方法と

して一番ベターなんじゃないのかなと思いますよ。その点、再度お答えを願いたい。

産業課長 種をまくということに関しましては、もう既に山にも松ぼっくりが落ちております。その松ぼっくりから自然に生えてくる松もございますし、そういったところでも大きく変わらないのではないかと思います。

福永繁一議員 どうしてもまかないということやね。まあそれでいいんですけども、そういうことであれば、県とか国とかに要望されたんかどうか。そしたらこういうことも考えられるんですよということで、費用もおりてくるかもしれないですし。その点、過去に要望されたんか、今から要望する気があるんか、どっちか返事をいただきたいと思います。

産業課長 ご指摘のことにつきまして要望している経緯は恐らくないと思います。しかしながらこういったご意見もあるということは、また機会がございましたら、県にもお話をさせてもらいたいと思います。

福永繁一議員 そしたらまた同じことを言いますが、お聞きいたしますので、よろしくご配慮をお願いいたします。

いろいろと要望ばかりいたしました。住民たちがやはり町の行政に対して目を向けていると。その中で、できるものなら早くして、住民さんの信頼も、我々も得たいと思いますので、よろしくお願ひいたしまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で、福永繁一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程を全て終了いたしました。

あすの一般質問は6番目の通告者、宮内富夫君からお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

散会 午後1時59分